

- 政治資金規正法第3条1項1号又は5条1項1号の団体で、現職の国会議員が主宰する又は主な構成員である政治団体が対象
- 上記条件に該当し、個人の寄附に関して課税上の優遇措置を受けようとする場合は、この書類の提出が必要です。

## 国会議員氏名届

令和 ○年 10月 1日

総務大臣  
殿  
大阪府選挙管理委員会

届出日を記入してください。

政治団体の名称 府庁政治研究会

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

## 記

| 区分        | 氏名    | 衆議院議員又は参議院議員の別 |
|-----------|-------|----------------|
| 主宰者の氏名    | 甲山 乙夫 | 衆議院議員          |
| 主要な構成員の氏名 | 大阪 太郎 | 衆議院議員          |
| 〃         | 堺 三郎  | 参議院議員          |
| 〃         |       |                |
| 〃         |       |                |
| 〃         |       |                |

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。